

## 大阪大学医学部附属病院研修生受入れ要領

### (目的)

第1条 この要領は、大阪大学附属病院研修生受入れ規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、医学部附属病院（以下「本院」という。）における研修生の受入れについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (病院研修生に関する提出書類)

第2条 規程第2条第1項の「申請書類」とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 大阪大学附属病院研修生申請書（別紙様式1）
- (2) 誓約書（本人様式）（別紙様式2）
- (3) 履歴書
- (4) 職種免許証（写）
- (5) その他本院が必要と認める書類

2 前項第4号に掲げる申請書類が交付手続き中である場合は、登録通知書（写）又は合格書（写）を提出し、同書類が交付された後、速やかに同書類の写しを提出するものとする。

### (請求)

第3条 病院長は、規程第2条第2項の規定により受入れを許可したときは、規程第4条第1項に定める研修料を病院研修生に請求する。

### (病院研修生の義務)

第4条 病院研修生は、本院の定める諸規則及び指示事項に従い研修しなければならない。

2 病院研修生は、実習期間中に知り得た個人情報について、関係法令等に基づき適正に取扱い、研修終了後においても個人情報の保護しなければならない。

### (患者等の同意)

第5条 病院研修生が患者を受け持つ場合、研修指導者は適宜、患者又は患者家族等の同意を別紙様式3により得ることとする。なお、様式に記載している内容を満たしていれば、別様式でも可とする。

2 前項により同意を得た場合は、次の各号に掲げる事項を電子カルテ等に記載するものとする。

- (1) 同意取得日時
- (2) 研修指導者
- (3) 説明者の所属・職名・氏名
- (4) 病院研修生氏名

(事故発生時の対応)

第6条 研修に関する事故が発生した場合は、次の各号に従うものとする。

- (1) 病院研修生が器械器具等を破損した場合、病院研修生は直ちに研修指導者に報告し、研修指導者の指示に従う。
- (2) 病院研修生に医療事故又はインシデントが発生した場合、病院研修生は直ちに研修指導者へ報告し、研修指導者の指示に従う。研修指導者は本院医療安全管理マニュアルに基づき対応するとともに本院事務に連絡する。
- (3) 病院研修生に感染事故が発生した場合、病院研修生は直ちに研修指導者へ報告し、研修指導者の指示に従う。研修指導者は本院感染管理マニュアルに基づき対応するとともに本院事務に連絡する。

(事務)

第7条 病院研修生の受入れに関する事務は、本院教育研究支援課総括係において処理する。

(機関等からの申請)

第8条 申請が機関等からの場合は、大阪大学受託実習生受入れ規程及び大阪大学医学部附属病院受託実習生受入れ要領の該当する条項を準用する。

附 則

この要領は、令和3年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。